

2026年1月15日

各 位

会 社 名 香陵住販株式会社
代表者名 代表取締役 金子 哲広
(コード番号: 3495 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 財務管理本部長
中野 大輔
(TEL 029-221-2110)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日（以下、「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下、「本新株式発行」といいます。）を行うことについて決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 発行の概要

| | |
|-------------------|------------------------------|
| (1) 払込期日 | 2026年2月13日 |
| (2) 発行する株式の種類及び総数 | 当社普通株式 10,718 株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき 2,495 円 |
| (4) 発行総額 | 26,741,410 円 |
| (5) 割当予定先 | 当社取締役（社外取締役を除く。） 7名 10,718 株 |

2. 発行の目的及び理由

当社は、2025年11月18日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議致しました。

また、2025年12月25日開催の第44期定時株主総会において、対象取締役に対して、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための金銭報酬債権を報酬として支給すること、及び本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年40,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額50,000千円以内とすること、ならびに譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、当該株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他

諸般の事情を勘案し、対象取締役7名に対し、金銭報酬債権合計26,741,410円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役7名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式10,718株（以下、「本割当株式」といいます。）を発行することを決議致しました。

<株式割当契約の概要>

当社は、対象取締役との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結致しますが、その概要是以下のとおりです。

(1) 謙渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日（以下、「本払込期日」といいます。）から当社の取締役の地位を退任する日または本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が当社の事業年度開始後6ヵ月以内の日である場合には当社の半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの間（以下、「本謙渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものと致します。

(2) 謙渡制限の解除条件

対象取締役が本払込期日の直前の当社の定時株主総会の日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本謙渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除致します。

但し、対象取締役が本謙渡制限期間中に、正当な理由により退任した場合または死亡により退任した場合、対象取締役が保有する本割当株式のうち本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任した日を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果1を超える場合は、1とします。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除致します。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由によらず当社の取締役の地位から退任した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得致します。また、上記（2）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得致します。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、本謙渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取

締役会の決議により、本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、その数が 1 を超える場合は、1 とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除致します。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得致します。

(5) 株式の管理

対象取締役は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものと致します。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本割当決議日の直前営業日（2026 年 1 月 14 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 2,495 円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上